

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 1 日

都道府県
各 障害保健福祉主管課 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課
企画課自立支援振興室

障害のある方に配慮した選挙制度等の周知について（協力依頼）

平素より、障害福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

この度、総務省より、今回の参議院議員通常選挙に際し、全国の選挙管理委員会に対して、「選挙人を介護する者など、選挙人とともに投票所に入ることにやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者は、投票所に入ることができるものであること。選挙人が当該選挙人を介護する者とともに来訪した際の対応について、十分配慮すること。」とし、別添「障害のある方に配慮した選挙事務の事例」を示す等、障害のある方に配慮した選挙制度や事務について、周知があったところです。

つきましては、別添資料の内容について御了知いただくとともに、各関係者の皆様に障害のある方に配慮した選挙制度等への理解を深めていただくため、管内の障害福祉サービス事業所等への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、選挙制度等の詳細についてはお近くの市区町村選挙管理委員会にお問い合わせいただくよう、あわせて周知をお願いいたします。

また、障害のある方が投票所へ投票に行くための外出支援として、各市町村において個々のケースに応じて支給の要否が決定されるものではありますが、障害者総合支援法に基づく重度訪問介護、同行援護及び行動援護等の支援があることを申し添えます。

(参考) 障害のある方に配慮した選挙事務の事例について

【掲載URL】

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/torikumi_senkyo/index.html